

## 玉川中学校 部活動指導方針（2021年度）

〔部活動の目的〕 ○クラス・学年の枠を越えた活動を通じ、より豊かな人格形成をめざす。

〔指導の方針〕 ○顧問の指導のもと、生徒一人ひとりに目標を持たせ、計画的、継続的かつ他の活動と調和を保ちながら活動できるように指導する。  
○全教諭（常勤講師を含む）で指導する。

〔部活動の設置〕 ○活動場所や顧問の複数指導体制を考慮した数とする。  
○創部又は廃部については別に規定する。

### 2021年度 開設部活動

《運動部》 8	ソフトテニス（男）	ソフトテニス（女）	バスケットボール（男）	バスケットボール（女）
	バレーボール（女）	サッカー	野球	陸上競技
《文化部》 3	吹奏楽	美術	科学	

〔顧問及びコーチ〕

○部活動顧問は1部活動2名以上を原則とする。ただし、部員数により若干の調整を行う。

○必要に応じて外部指導者（コーチ）を置くことができる。

☆コーチの条件

- ・本校の学校教育に理解と協力が得られること。
- ・おもに技術指導を担当すること。
- ・特に期間を設けない（長期・短期いずれも可）が年度毎に更新する。
- ・年度当初にコーチの依頼書（学校長名）を渡し、承諾書（上記の条件を受け入れること）を提出してもらう。

☆コーチの待遇

- ・報酬は基本的にはない。ただし、草津市中学校運動部活動支援事業により指導員・支援員として派遣された場合は、実施要項に基づき報酬が与えられる。
- ・顧問と十分連携を取り、顧問の指示のもと活動する。
- ・コーチ単独での部活動実施は認めない。
- ・中体連にコーチ登録が必要な場合は、別に手続きを行う。

〔活動日〕 ○週2回、活動停止日（終日）を設ける。（原則水曜日と土・日曜日のどちらか）

○定期テスト1週間前から部活動を停止する。

○過度の負担にならないように十分留意する。また、家庭や地域での活動を優先することを妨げないよう配慮する。

○長期休業中の活動については、部員・保護者に連絡し、学校に報告する。

○活動日の設定は顧問が直接指導できることを原則とし、出張・年休等で顧問が学校内に不在となる場合は活動をしないものとする。

○活動停止日に活動する場合は、3日前までに管理職に許可を得て部活担当に報告し、全職員にも周知する。

- 〔活動時間〕 ○平日の活動は概ね2時間以内、休日の活動は概ね3時間以内とする。ただし、練習試合についてはこの限りではないが、できるだけ時間が長ならないように努める。  
○生徒の体調や活動環境を十分考慮し、適切に時間を設定する。  
○完全下校時間を厳守させる。顧問が責任を持って下校指導を行う。  
○午前中授業の場合は、一旦下校して14時20分以降に再登校し、完全下校は16時50分とする。(ただし、12月は16時35分)  
○朝練習については認めない。
- 〔活動場所〕 ○活動場所(部室や更衣室も含む)の管理は、顧問が責任をもっておこなう。  
○安全に配慮し、危険箇所の修理や対策を怠らないこと。  
○活動場所の錠・施錠は顧問が責任を持って行うこと。  
○活動場所およびトイレの整理・整頓・清掃は利用した部活動で行う。  
清掃分担・当番表を年度当初に部活担当者(外・体育館代表)で作成する。  
○教室や多目的ホール等(校舎内)を使用する場合は学年状況等十分配慮する。  
(会議室・図書室・相談室は原則使用しない)  
○更衣場所については、各部活動で確認する。
- 〔活動内容〕 ○部活動は顧問の直接指導でおこなうこと。  
○活動は計画的に実施し、各月活動予定表を生徒・保護者に示すこと。  
○対外活動については、生徒の学習・健康等に十分配慮し、無理のない程度で実施する。  
○合宿および遠征については「無理のない計画・費用」「公的機関の利用」「保護者の理解」などの条件がそろえば実施してもよい。
- 〔休日の活動〕 ○必ず顧問が直接指導をする。顧問以外が鍵の貸し出しなどは行わない。  
○救急体制を確立しておくこと。(病院や家庭連絡)  
○生徒からの欠席連絡方法を確認しておくこと(学校へは連絡させない)  
○活動場所以外には立ち入らないこと。原則校舎は施錠をする。  
○運動部活動のトイレは体育館及びグラウンド(活動場所のトイレ)を使用する。  
○使用箇所の錠・消灯は顧問が責任を持って行う。
- 〔強化期間〕 ○春季総体および秋季総体前の3日間は「部活強化週間」とし、全教員が優先的に部活動指導に携わる。また、放課後の会議は原則設定しない。
- 〔生徒の参加〕 ○入部については年度当初に1年生全体で募集する。新設部については創部年度の当初に全校生徒で募集する。募集要項は別にもうける。  
○途中転部・退部については顧問・担任・保護者と十分に連携をとって確認の上必要な手続きを行う。  
○全員入部を勧めるが、強制はしない。また、地域のクラブチームやサークル活動等への所属を優先することは妨げない。
- 〔開設外競技〕 ○上記入部募集時に地域のスポーツクラブ等で活動し、中体連大会に個人出場をした旨の大会参加申出があった場合にのみ認める。  
○中体連主催の「春季」「夏季」「秋季」「冬季」総合体育大会のみの参加。  
上位大会(県大会・近畿大会・全国大会)まで保障する。  
○個人種目のみ。人数がそろっていても団体種目の参加は認めない。  
○引率は保護者とするが各競技の要項に従い監督又は役員として教員を配する。

〔旅費及び部活動費〕

- 公式試合・大会の生徒旅費は、後援会から一部を支給する。（支出規定は後援会）
- 部活動の活動費が後援会から支給される。（支出規定は後援会）
- 草津市から「体育部活動指導教材物品支給」が行われる。配分は部活動担当により複数年度を見通して行う。
- 部費を徴収する際は負担が大きくなるように配慮する。  
「保護者への案内」「領収書（それに類するもの）の発行」「保護者への収支報告」を必ずおこなうこと。

〔保護者会の開催〕

- 1年間の部活動の方針を説明し保護者との連携を深めるための保護者会を4月～5月の間に実施する。実施日程計画及び案内は顧問が行う。